

報道関係者各位

2013年 11月 21日
株式会社高島屋

役員報酬返上についてのお知らせ

株式会社高島屋は、今回の食品表示の問題におきまして、お客様をはじめ、関係者の皆様方に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを真摯に受け止め、その社会的責任を明確にするために、本日の取締役会にて役員報酬の一部返上を決議いたしましたことをご知らせいたします。

記

対象役員	対象者数	報酬の返上内容
株式会社高島屋 代表取締役社長	1名	報酬の10%を3か月間 <期間>2013年11月～2014年1月
株式会社高島屋 代表取締役専務取締役 代表取締役常務取締役 常務取締役	2名 1名 2名	報酬の5%を3か月間 <期間>2013年11月～2014年1月

尚、これに伴い、株式会社高島屋の100%子会社である東神開発株式会社の社長、副社長についても、報酬の5%を3か月間返上いたします。

以上